

中津市一般競争入札告示

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び中津市契約規則（昭和40年9月1日中津市規則第10号）第22条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年 6月 8日

契約担当者 中津市長 新 貝 正 勝

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 中消総委第5号
消防救急デジタル無線システム基本設計委託業務
- (2) 業 務 場 所 中津市消防本部管轄内一円 地内
- (3) 履 行 期 限 契約締結の翌日から ～ 平成23年11月30日まで
- (4) 業務の概要 デジタル無線システムを構築するための調査及び基本設計業務
電波伝搬調査業務 : 1.0式
基本設計業務 : 1.0式

2. 競争に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加することができる資格を有する者は次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく中津市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 中津市契約規則施行細則及び大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 入札期日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 商法（明治32年法律第48条）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75条）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- (5) 大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和61年大分県告示第235号）に基づき認定を受けている者で、中津市競争入札参加資格審査申請書を提出し土木コンサルタント（電気電子部門）、又は建築コンサルタント（電気部門）に登録を認められている者であること。

- (6) 平成16年度以降に消防救急デジタル無線、又は市町村若しくは都道府県防災行政デジタル無線の基本設計又は実施設計を実施し、その成果品の納入実績を有していること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす照査技術者及び管理技術者等を配置できること（照査技術者と管理技術者はこれを兼任できない）。
 - ① 照査技術者は電気電子部門、情報工学部門、又は総合技術部門のいずれかの技術士の資格を有する者であること。
 - ② 管理技術者は消防救急デジタル無線システム、市町村若しくは都道府県防災行政デジタル無線システムの基本設計又は実施設計業務、又は消防救急デジタル無線システムに伴う電波伝搬現地調査業務に従事した経験を有する者であること。
 - ③ 電波伝搬現地調査の実施にあたって、第1級陸上特殊無線技士又は同等以上の資格を有する者を配置できること。
 - ④ 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは技術資料提出日以前の3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

3. 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに資格確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。
資格確認資料は中津市役所ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 資格確認資料の提出期限等
 - ①場 所 大分県中津市豊田町14番地3
中津市役所 財務部 契約用度課 契約係
 - ②期 間 平成23年6月13日（月）から平成23年6月22日（水）まで
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
 - ③時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - ④提出部数 1部
- (3) 入札参加資格の確認は、資格確認資料の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果は、平成23年7月5日（火）までに通知する。
- (4) その他
 - ①資料の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ②提出された資料は、入札参加資格の確認以外に当市において無断で使用することはできないものとする。
 - ③提出された資料は返却しないものとする。

4. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、平成23年7月13日（水）までに中津市役所財務部契約用度課契約係まで書面にて提出すること。
- (2) 中津市長は説明を求められたときは、平成23年7月15日（金）までに説明を求められた者に対し書面で回答する。

5. 契約事項を示す場所及び日時

(1) 本業務に係る設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び配布を次のとおり行う。

①設計図書等の閲覧

- ・期 間 平成23年6月9日（木）から平成23年7月8日（金）まで
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 3階 設計図書閲覧室（本庁3階北側）

②設計図書の配布

- ・資格確認資料提出時に配付する。

(2) 設計図書等に質疑がある場合には、次のとおり書面（別紙様式）で持参又は郵送により行うこと。

- ・期 間 平成23年6月23日（木）から平成23年7月8日（金）まで
（持参する場合は土曜、日曜及び祝祭日を除く。なお、郵送の場合は平成23年7月8日（金）までに必着とする。）
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 財務部 契約用度課 契約係

(3) (2)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ・期 間 平成23年7月19日（火）から平成23年7月20日（水）まで
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 財務部 契約用度課 契約係

6. 現場説明会

現場説明会は行わない。

7. 入札、開札の場所及び日時

- ・場 所 大分県中津市豊田町14番地3 中津市役所本庁3階304会議室
- ・日 時 平成23年7月22日（金） 午前11時30分

8. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は中津市契約規則第6条の規定による。

9. 入札方法等

- (1) 入札執行回数は2回までとする。
- (2) 郵便及び電報による入札は認めない。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札に関する注意事項

- (1) 入札にあたっては、当該工事の入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (2) 入札者が代理人の場合は代表者からの委任状を当日持参すること。
- (3) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しないものとする。

11. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) (1)により落札者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

12. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ①入札者として資格のない者のした入札。
 - ②競争入札に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
 - ③同一の入札について二以上の入札をした者のした入札。
 - ④同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札。
 - ⑤入札金額の訂正に訂正印のない入札。
 - ⑥入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
 - ⑦前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。
 - ⑧虚偽の申請を行った者のした入札及び、公告等において示した入札に関する条件に違反した者の入札。

13. その他

- (1) 入札参加者が1者の場合は、入札を延期又は中止する場合があります。
- (2) 入札にて落札者がいないとき、随意契約見積執行に移行する場合がありますので、入札参加者は見積書及び委任状等を用意しておくこと。この場合、見積執行回数は2回までとする。
- (3) 入札参加者は、入札開始前の注意事項を遵守のこと。
- (4) 提出された申請書等は、提出期限後において申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は解除等の措置をとるとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) その他不明な点は、中津市役所 財務部 契約用度課 契約係まで照会のこと。

電話 0979-22-1111 内線 701・702